

熊谷市国民健康保険

保健事業実施計画

(第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画)

平成30年3月

目次

<u>第1章 保健事業実施計画（データヘルス計画）の基本的事項 ※</u>	1
1 計画策定の背景と目的	
2 データヘルス計画の位置づけ	
3 計画期間	
4 実施体制	
<u>第2章 熊谷市の健康課題の把握</u>	3
1 熊谷市の特性 ※	
2 健康・医療情報の分析及び分析結果に基づく健康課題の把握	
<u>第3章 第1期データヘルス計画の評価</u>	14
<u>第4章 保健事業の目標設定</u>	15
1 課題及び対策の考察	
2 実施内容および目的・目標の設定	
<u>第5章 特定健康診査及び特定保健指導の実施 ※</u>	17
1 目標	
2 特定健康診査及び特定保健指導の対象者	
3 特定健康診査の実施	
4 特定保健指導の実施	
5 特定健康診査及び特定保健指導の現状及び評価	
<u>第6章 計画の公表・周知 ※</u>	28
<u>第7章 個人情報の保護 ※</u>	28
<u>第8章 事業運営上の留意事項 ※</u>	29
1 各種検(健)診等の連携	
2 健康づくり事業との連携	

※第3期特定健康診査等実施計画に該当する箇所

第1章 保健事業実施計画（データヘルス計画）基本的事項

1 計画策定の背景と目的

近年、特定健康診査及び後期高齢者に対する健康診査の実施や診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）等の電子化の進展、国保データベース（KDB）システム（以下「KDBシステム」という。）等の整備により、保険者等が健康や医療に関する情報を活用して被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤整備が進んでいます。

こうした中、平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」において、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取り組みを求めるとともに、市町村国保が同様の取り組みを行うことを推進する。」とされました。

これまで、保険者等においては、レセプト等や統計資料等を活用することにより、「特定健康診査等実施計画」の策定や見直し、その他の保健事業を実施してきたところです。

今後は、更なる被保険者の健康保持増進に努めるため、保有しているデータを活用しながら、被保険者のリスク別に分けてターゲットを絞った保健事業の展開や、ポピュレーションアプローチ[※]から重症化予防まで網羅的に保健事業を進めていくことなどが求められています。

こうした背景を踏まえ、保健事業の実施等に関する指針（厚生労働省告示）の一部が改正されたこと等により、本市においても健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業実施計画（以下「データヘルス計画」という。）を策定した上で、保健事業の実施・評価・改善を行うものです。

なお、本市では、第1期データヘルス計画及び第2期特定健康診査等実施計画の期間が平成29年度をもって終了することから、これまで実施してきた両計画の目標達成状況、各保健事業の効果検証等を踏まえ、次期計画（「第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画」）を一体的に策定するものです。

※ 幅広く働きかけること

2 データヘルス計画の位置づけ

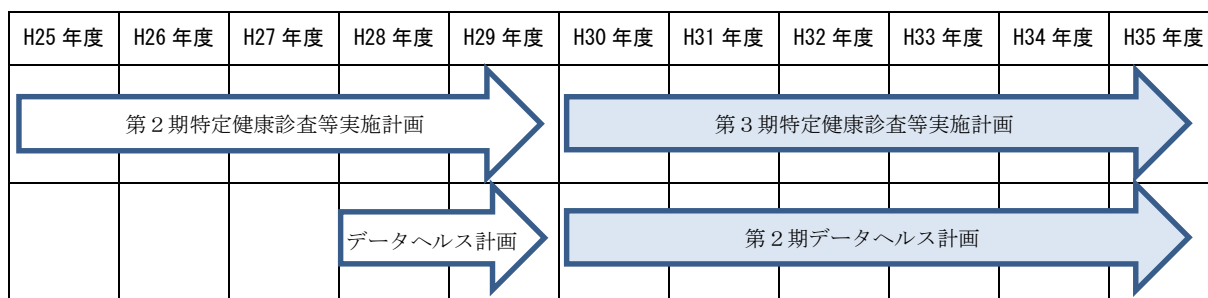
データヘルス計画とは、被保険者の健康保持増進に資することを目的として、保険者等が効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、特定健康診査等の結果、レセプトデータ等の健康・医療情報を活用して、PDCAサイクルに沿って運用するものです。

なお、「特定健康診査等実施計画」は保健事業の中核をなす特定健康診査及び特定保健指導の具体的な実施方法を定めるものであることから、データヘルス計画と一体的に策定することとします。

3 計画期間

計画期間については、平成30年度から35年度までの6年間※とします。

※ 医療費適正化計画が6年一期に改正されたことに伴い、特定健康診査等実施計画についても6年一期で策定することとなりました。加えて、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部を改正する件の告示」により、データヘルス計画と特定健康診査等実施計画は一体的に策定することが望ましいとのことから、整合性を図るため、第2期データヘルス計画についても6年を一期としております。



4 実施体制

本計画は、保険年金課が所掌し、策定及び実施体制は庁内関係各課及び関係機関と連携します。

(平成30年3月現在)

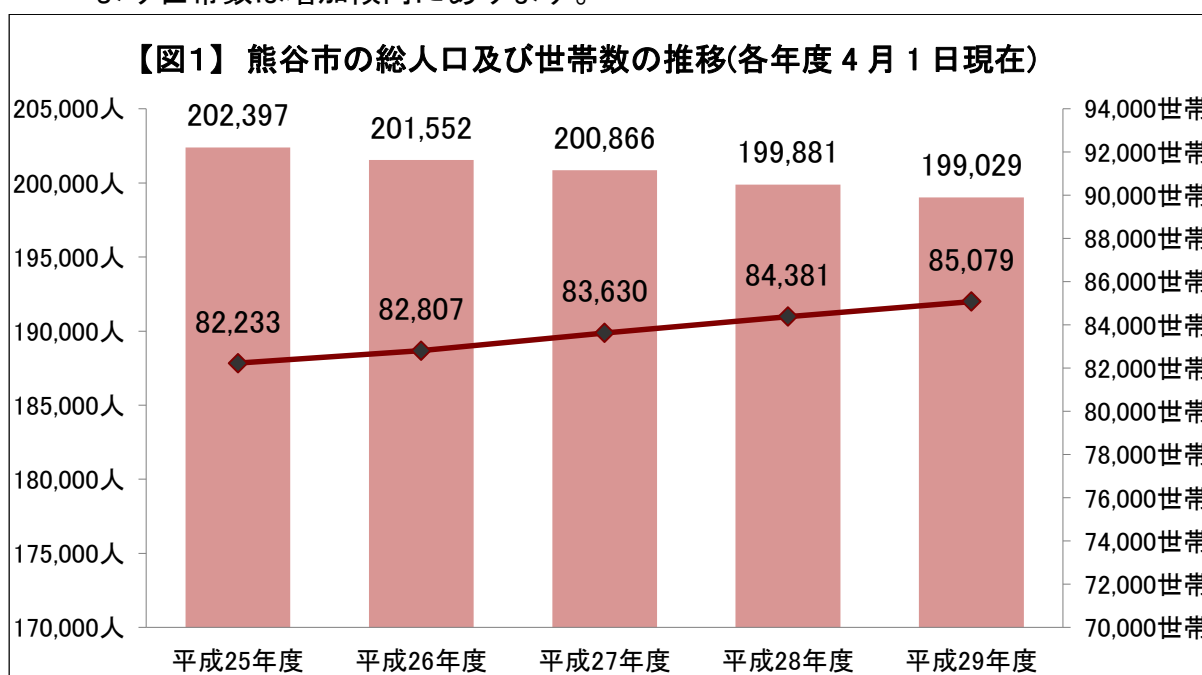
	事務	保健師	非常勤
保険年金課 国保給付係	11人	0人	0人
熊谷保健センター 指導係	0人	8人	1人

第2章 熊谷市の健康課題の把握

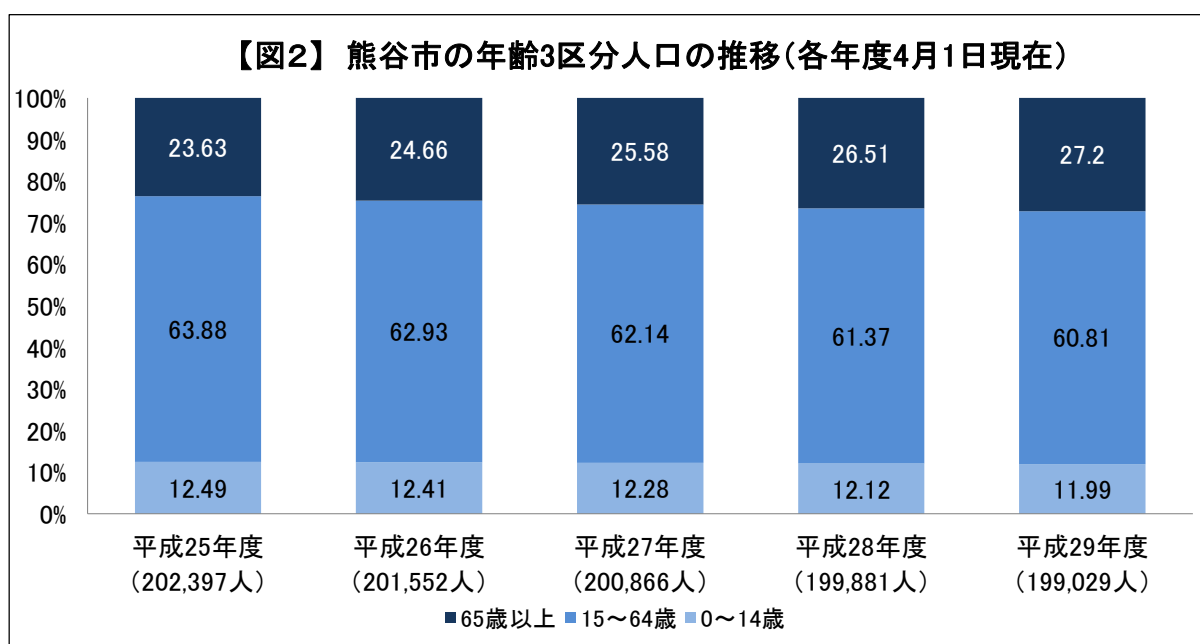
1 熊谷市の特性

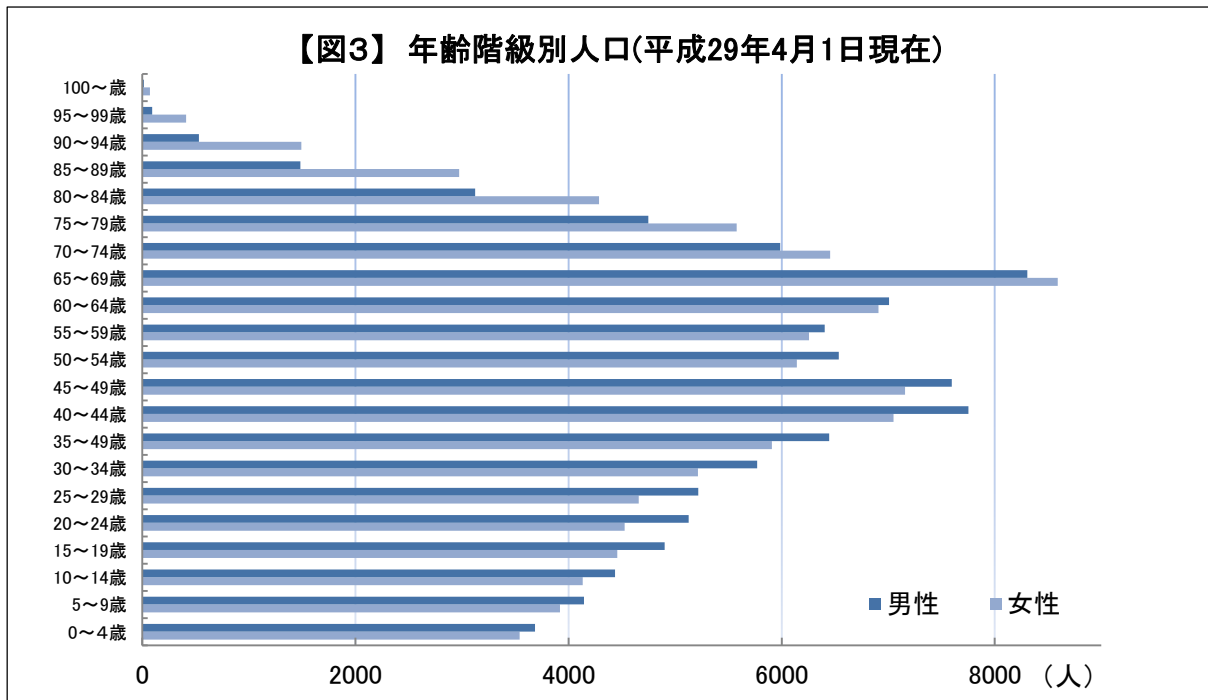
(1) 人口の状況

平成29年4月1日現在の本市の世帯数は、85,079世帯で、人口は、199,029人となっています。人口は年々減少傾向にありますが、単身世帯の増加などにより世帯数は増加傾向にあります。



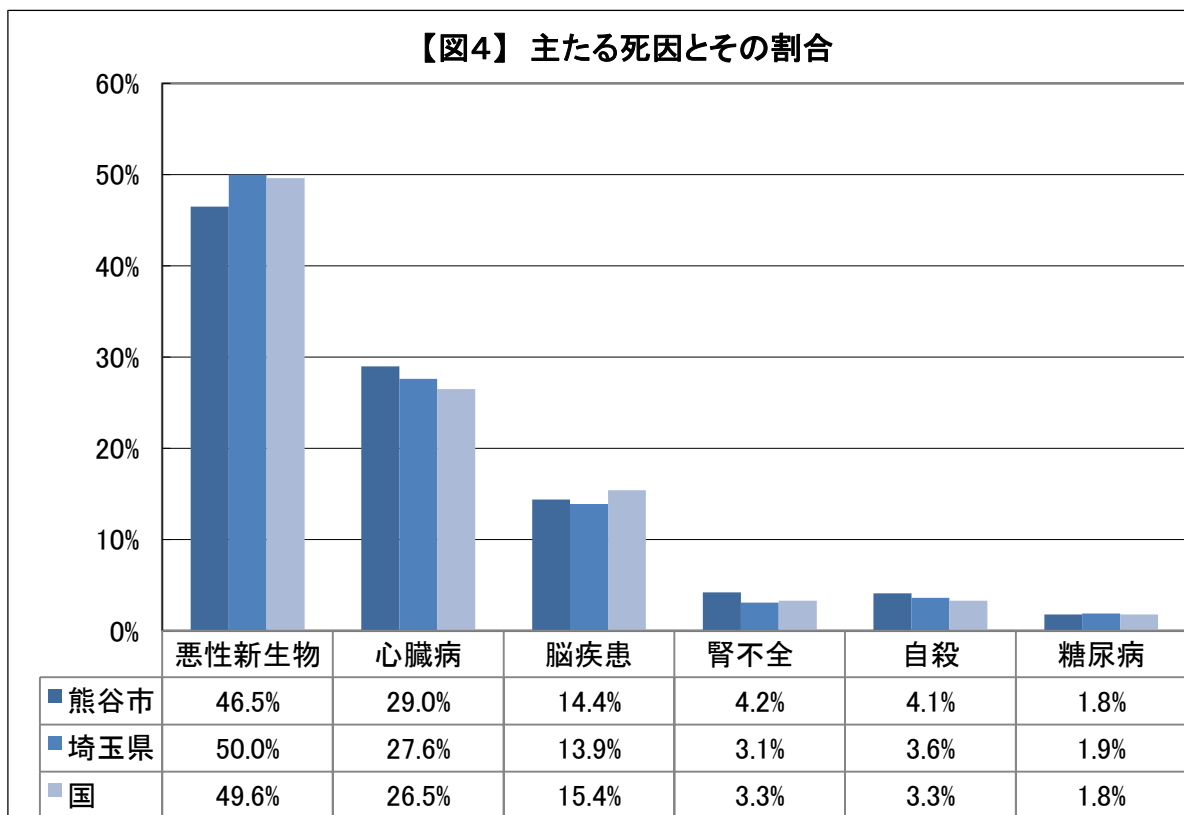
本市の年齢を0～14歳(年少人口)、15～64歳(生産年齢人口)、65歳以上(老年人口)の3つの区分に分けてみると、年少人口、生産年齢人口ともに減り、老年人口のみが増加しており、急速に高齢化が進んでいます。





(2) 死亡の状況

本市の国民健康保険被保険者の主たる死因は以下のとおりで、悪性新生物、心臓病、脳疾患の順に高い割合を占めています。



※KDB システム「地域の全体像の把握 (平成 28 年度累計)」平成 29 年 9 月現在

(3) 平均寿命と健康寿命

本市の国民健康保険被保険者の平均寿命は男性 79.68 歳、女性 85.95 歳、また 65 歳健康寿命※においては、男性 16.78 歳、女性 19.84 歳で埼玉県の平均よりも低くなっています。

平均寿命（平成 27 年 1 月 1 日現在）

	男性	女性
熊谷市	79.68 歳	85.95 歳
埼玉県	80.28 歳	86.35 歳

65 歳健康寿命（平成 27 年 1 月 1 日現在）

	男性	女性
熊谷市	16.78 歳	19.84 歳
埼玉県	17.19 歳	20.05 歳

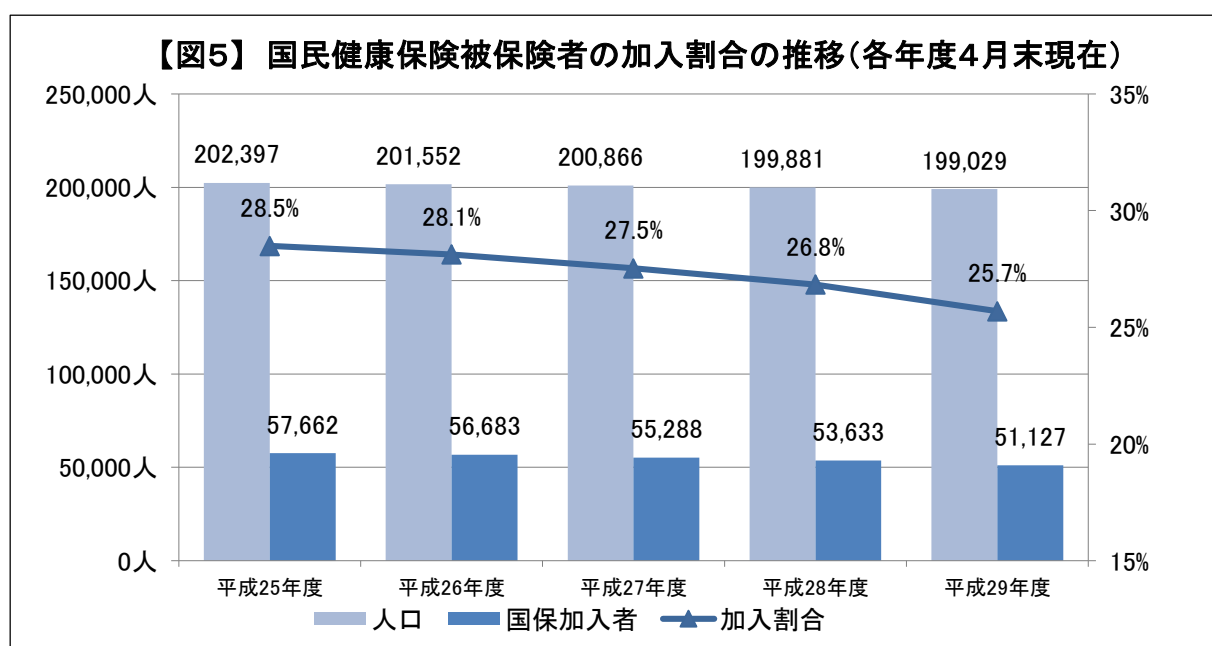
出典：埼玉県衛生研究所「健康指標総合ソフト」（平成 28 年度版）

※ 65 歳健康寿命とは、単なる生存ではなく、生活の質を考慮し、「あと何年、自立して生きられるか」を示した期間のことです。埼玉県衛生研究所「健康指標総合ソフト」では、65 歳に達した人が、「要介護 2 以上」になるまでの平均的な年数を算出しています。

(4) 国民健康保険被保険者の状況

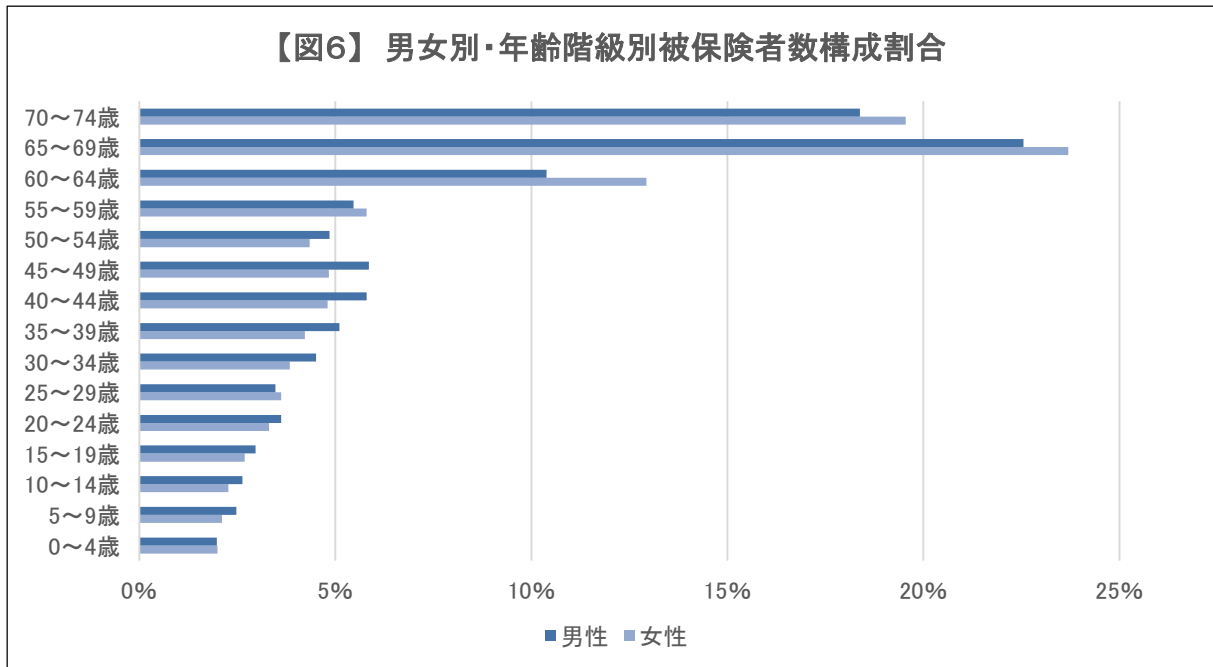
① 加入者の状況

平成 29 年度の国民健康保険被保険者数は 51,127 人、加入割合は 25.7% で、年々減少傾向にあります。



② 男女別年齢階級別被保険者数構成割合

男女別では 55～59 歳以降、女性の割合が高くなっており、また、退職後に国民健康保険に加入する方が多いことから、男女ともに 60～64 歳以降の被保険者の割合が高くなっており、



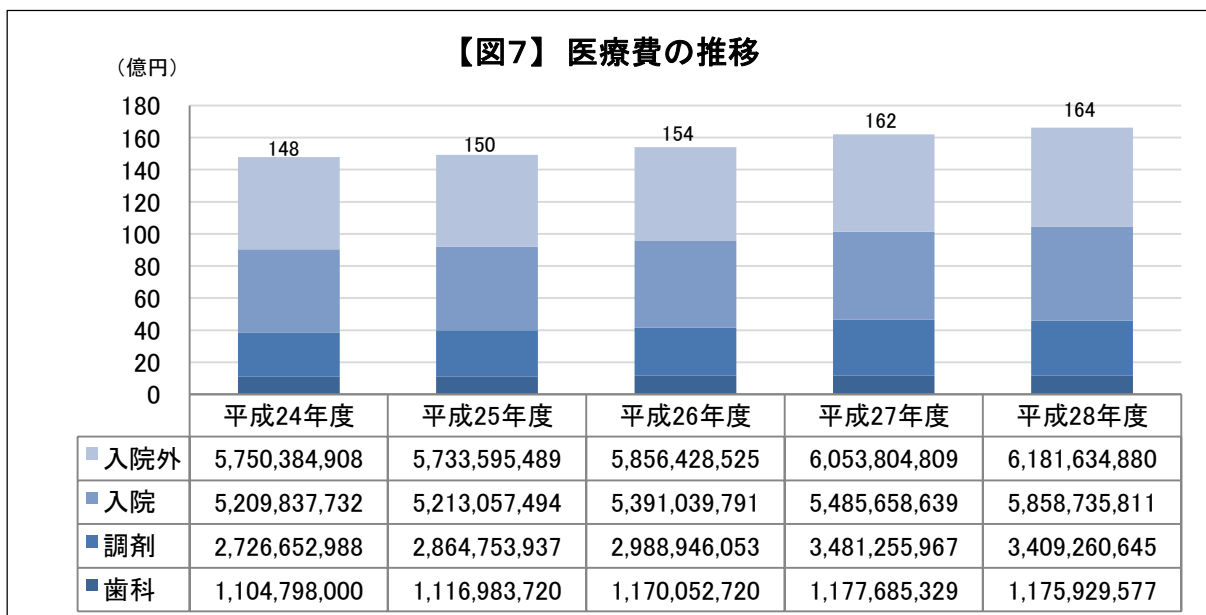
出典：KDB システム「地域の全体像の把握」（平成 27 年度累計）

2 健康・医療情報の分析及び分析結果に基づく健康課題の把握

(1) 国民健康保険被保険者の医療費の状況

① 医療費の推移

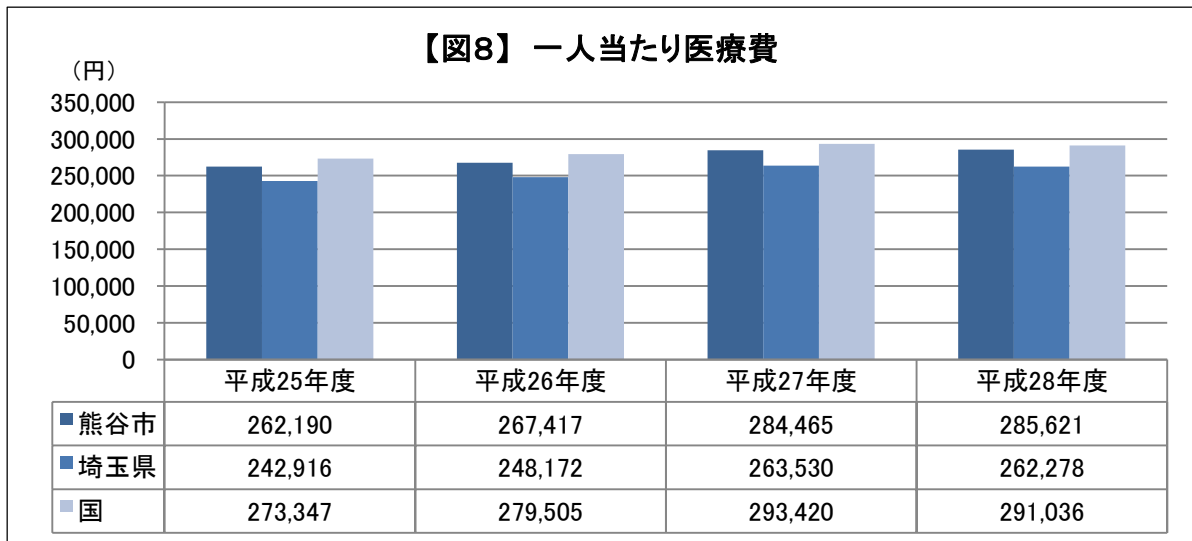
医療費は、年々増加している傾向にあります。



出典：国民健康保険事業状況報告書

② 一人当たり医療費の推移

一人当たり医療費の推移を見ると、年々増加しており、埼玉県 averages よりも高くなっています。

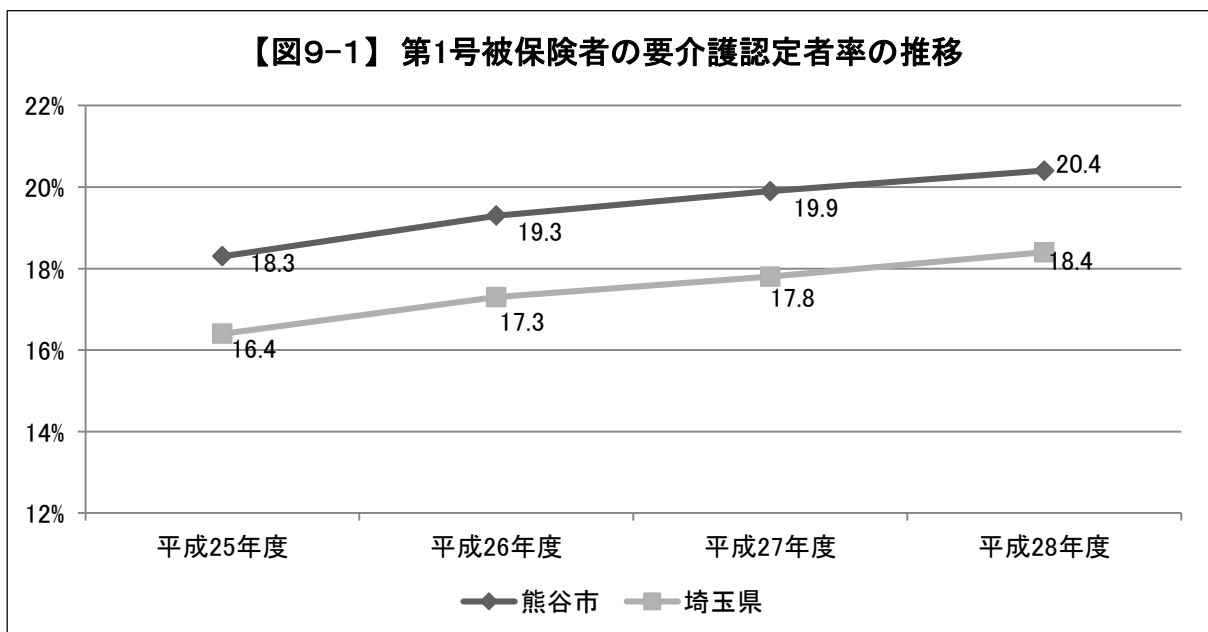


出典：KDB システム「健診・医療・介護データからみる地域の健康課題」（各年度累計）

(2) 介護保険の状況

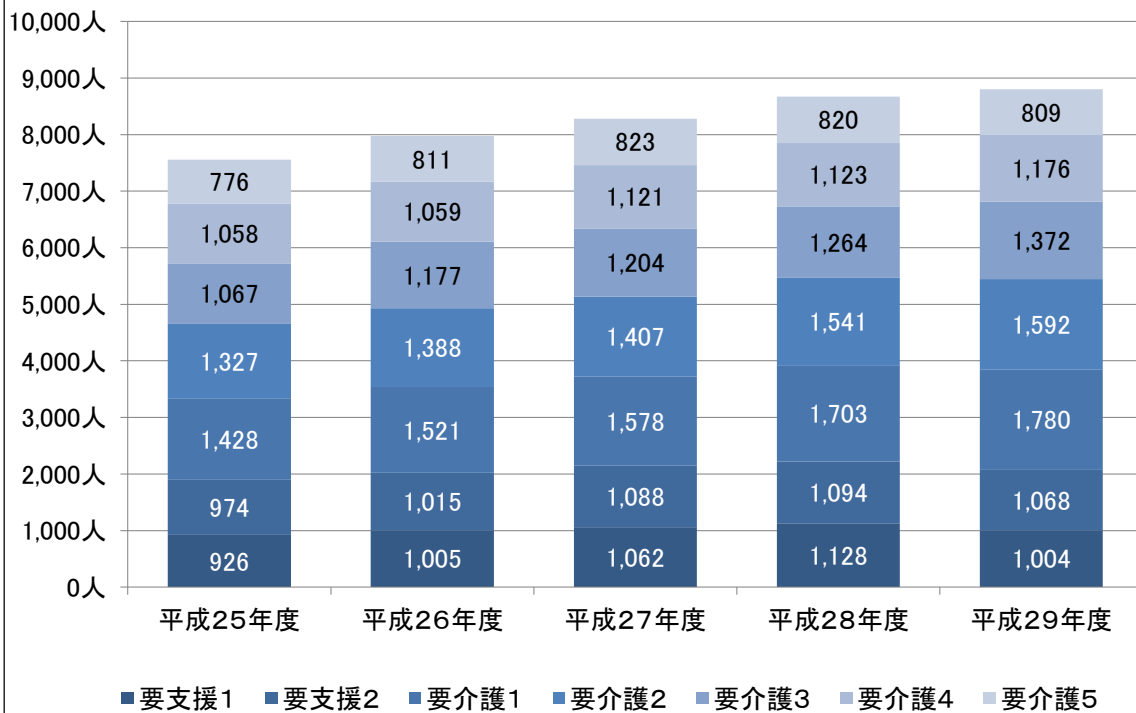
① 要介護認定率と認定者の状況及び給付費

要介護認定率は、埼玉県と比較すると高く（図 9-1）、介護保険の認定者数は、第 1 号被保険者は増加傾向（図 9-2）にあり、第 2 号被保険者は減少傾向（図 9-3）にあります。

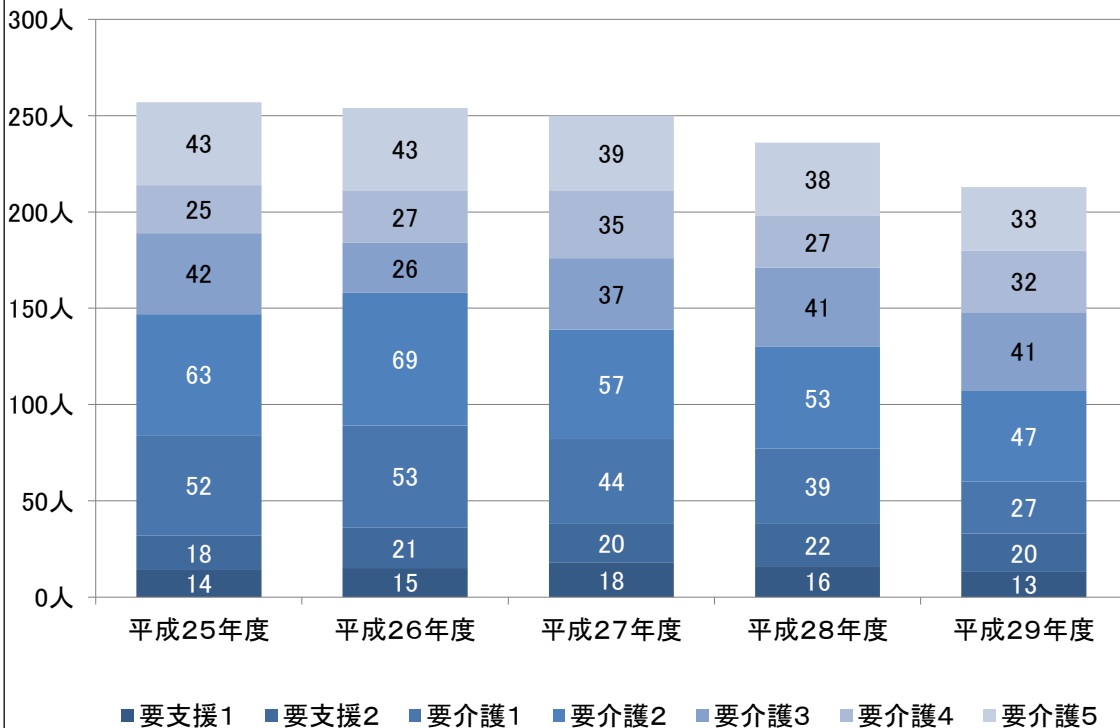


出典：KDB システム「地域の全体像の把握」（各年度累計）

【図9-2】 第1号被保険者認定者数の推移



【図9-3】 第2号被保険者認定者数の推移



出典：介護保険事業状況報告（各年度）

② 一件当たり給付費

一件当たりの給付費については、埼玉県や国と比較すると、全体的に高い傾向にあります。

(単位：円)

区分	熊谷市	埼玉県	国
給付費	64,811	56,846	58,349
要支援 1	10,056	11,064	10,730
要支援 2	14,426	16,275	15,996
要介護 1	36,510	36,207	38,200
要介護 2	48,162	46,993	48,047
要介護 3	81,682	76,987	78,791
要介護 4	105,553	97,872	104,264
要介護 5	123,007	108,422	118,599

出典：KDB システム「地域の全体像の把握」(平成 28 年度)

③ 介護保険認定者の生活習慣病の有病状況

介護保険認定者の生活習慣病の有病状況をみると、要介護（要支援）認定を受けた者のうち、心臓病が 5,209 人で最も多く、2 番目に筋・骨格の 4,388 人と続きます。

(単位：人)

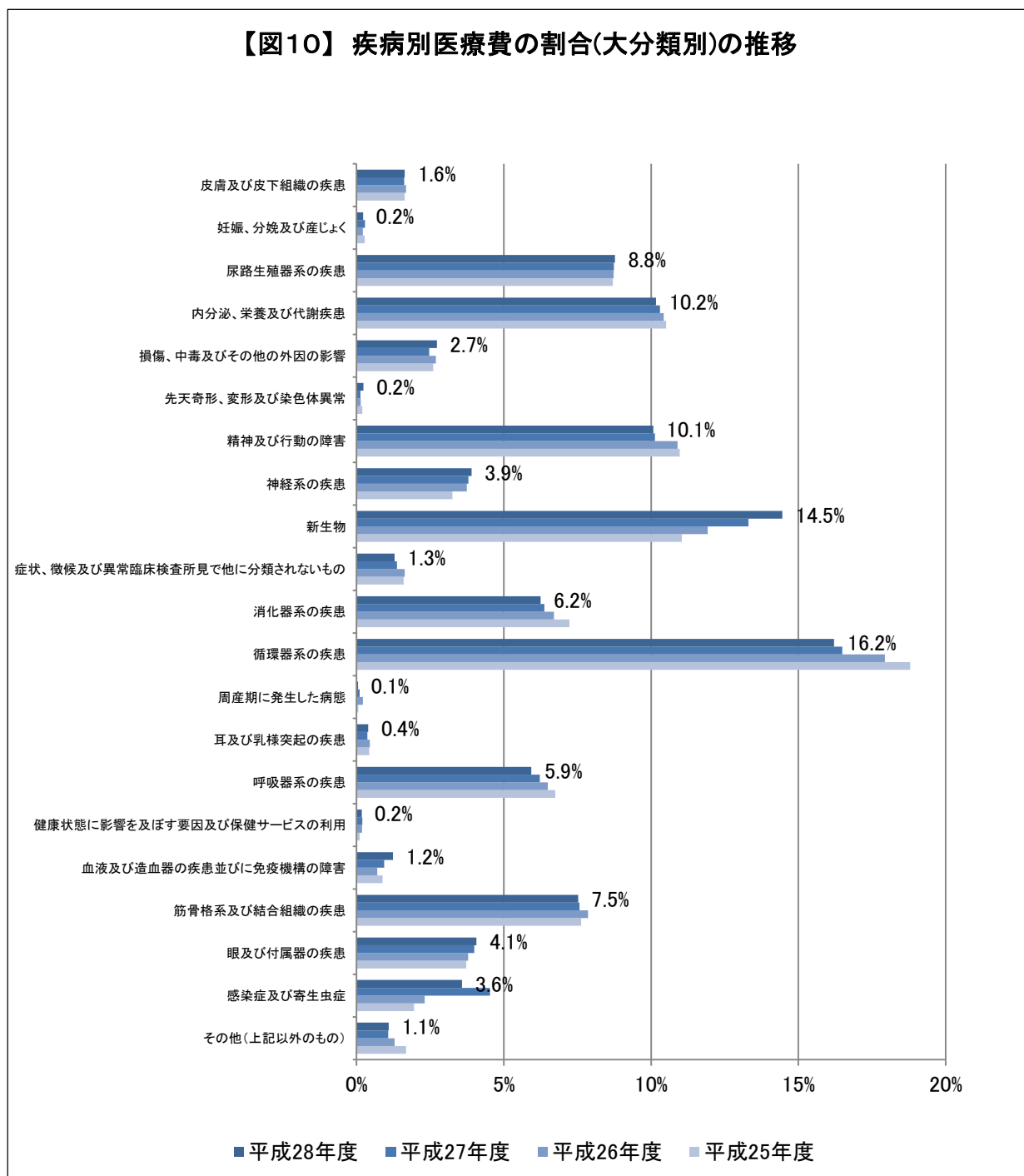
	第 2 号被保険者	第 1 号被保険者		合計
	40～64 歳	65～74 歳	75 歳～	
糖尿病	42	219	1,741	2,002
糖尿病合併症	9	29	228	266
心臓病 (高血圧症を含む)	96	435	4,678	5,209
脳疾患	77	257	2,010	2,344
がん	20	98	736	854
精神疾患	41	238	2,518	2,797
筋・骨格	67	353	3,968	4,388
難病	10	45	214	269
その他	106	469	4,675	5,250

出典：KDB システム「要介護(要支援)者認定状況」(平成 28 年度累計)

(3) 国民健康保険被保険者の医療費データの分析

① 疾病別医療費の割合（大分類別）の推移

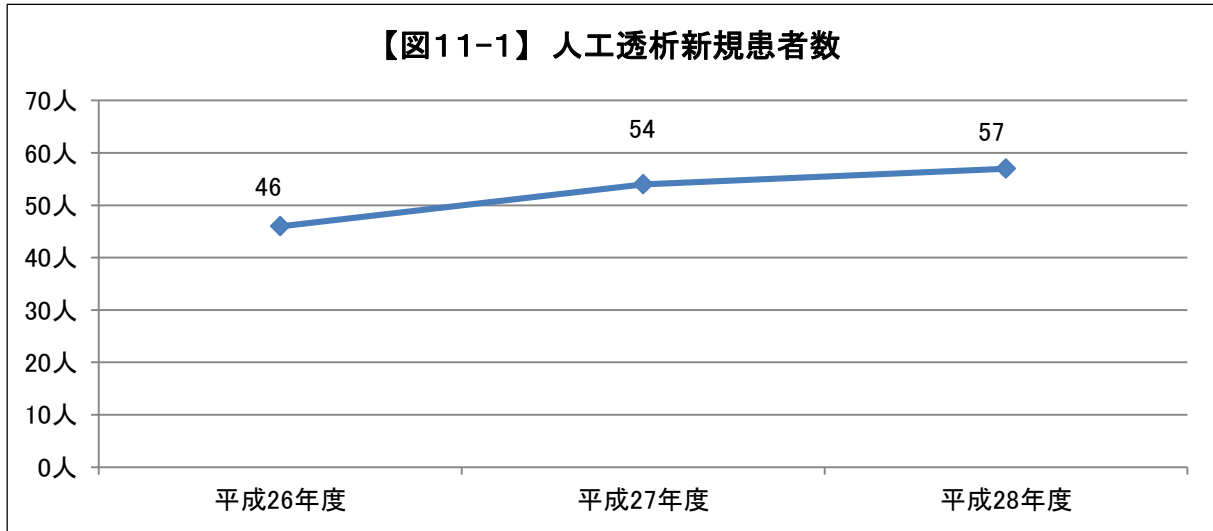
割合が最も高い循環器系の疾患の医療費は減少しています。新生物は年々増加傾向にあり、尿路生殖器系の疾患、神経系の疾患、眼及び付属器の疾患の医療費の割合も微増傾向にあります。



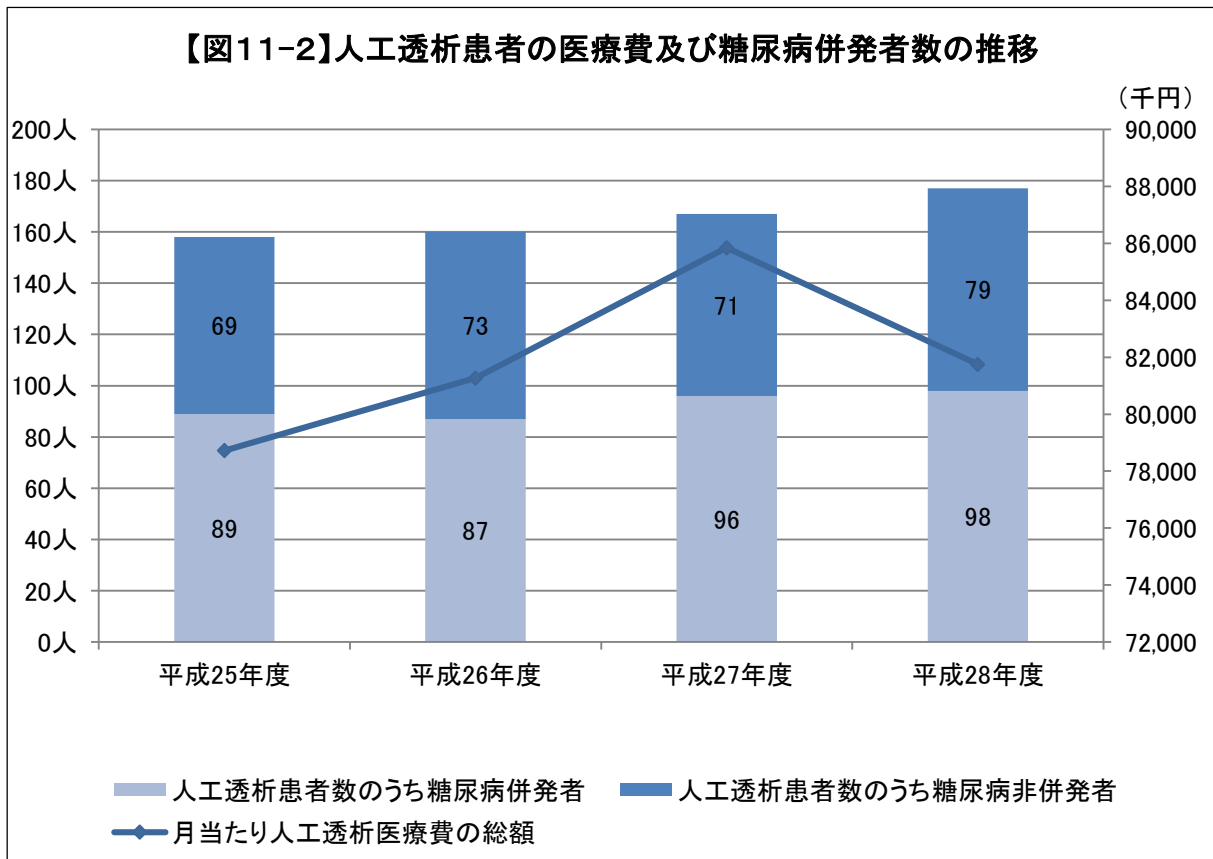
出典：KDB システム「疾病別医療費分析（大分類）」（各年度累計）

② 人工透析の医療費の状況

人工透析の新規導入者は、年々増加傾向にあります。医療費についても増加傾向にあり、人工透析患者のうち半数以上が糖尿病を併発しています。重症化予防において、糖尿病のコントロールが重要になってきます。



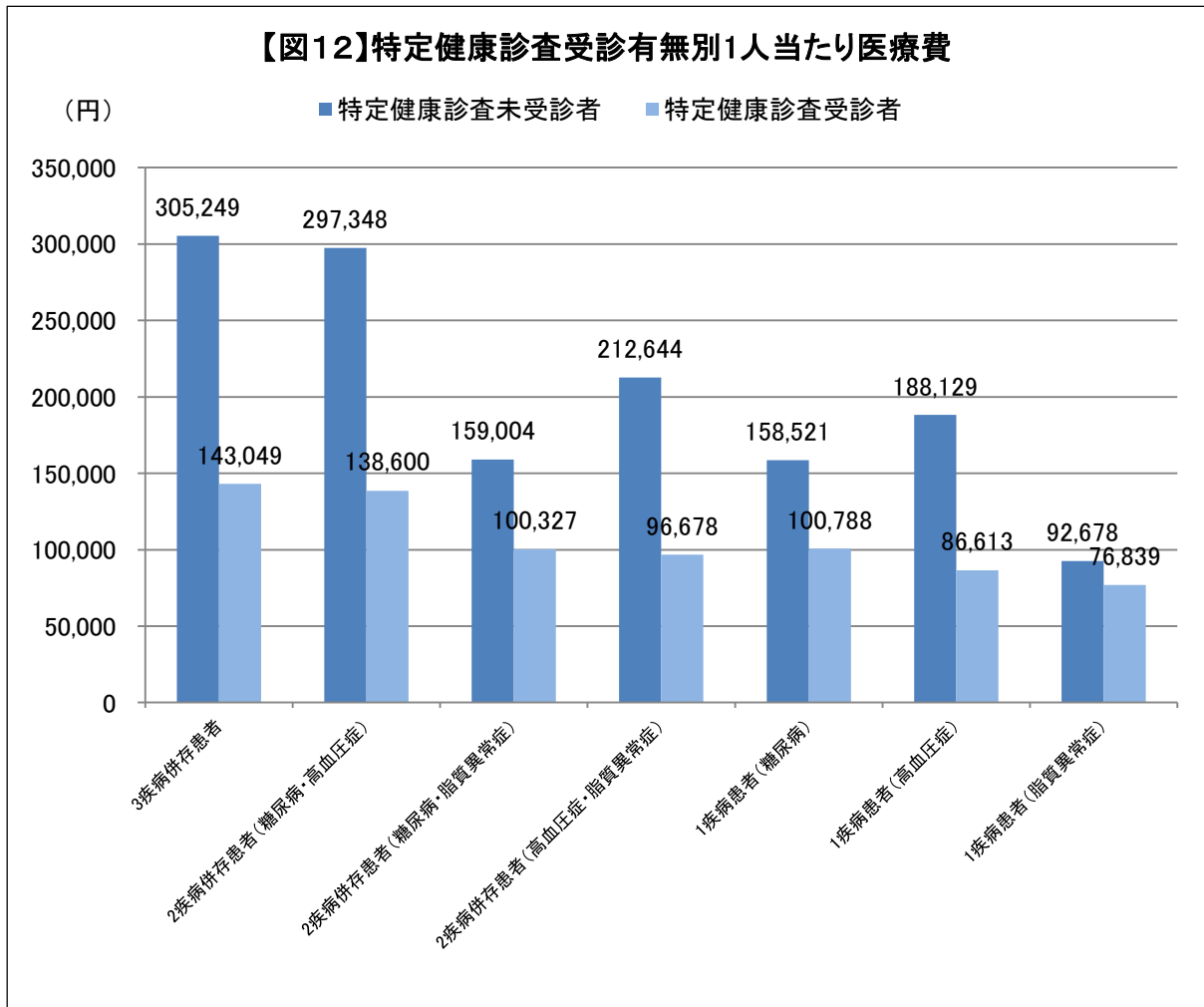
出典：KDB システム「医療費分析（1）細小分類」



出典：人工透析医療費：KDB システム「厚生労働省様式 様式 2-2 人工透析患者一覧（各年 6 月）」

出典：人工透析医療費：KDB システム「厚生労働省様式 様式 3-7 人工透析患者一覧（各年 6 月）」

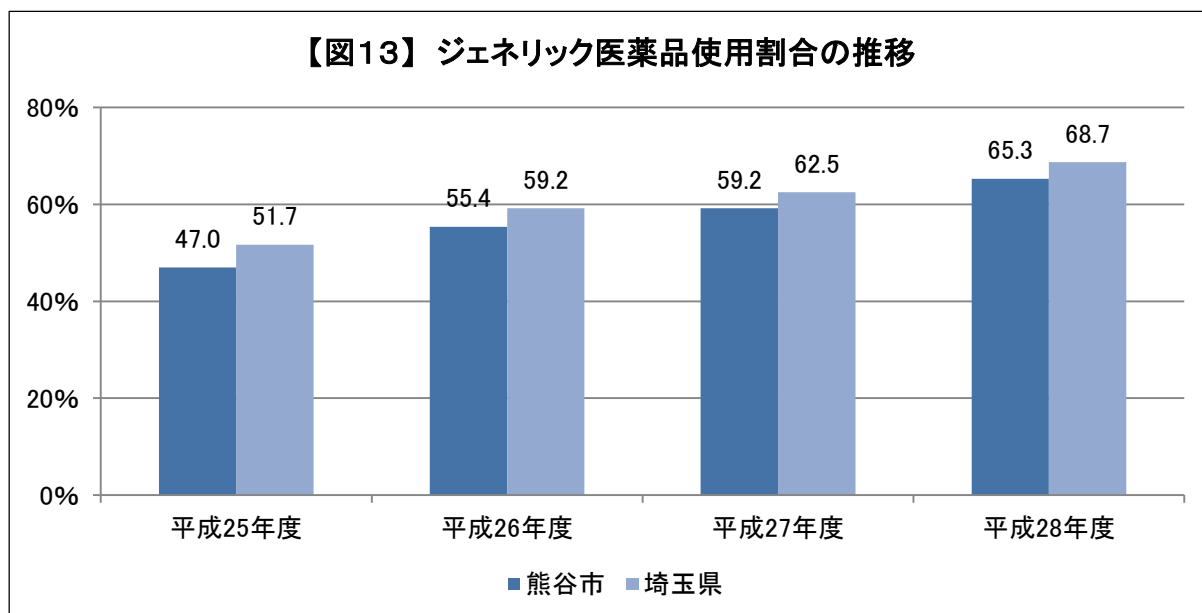
- ③ 生活習慣病患者の特定健康診査受診状況別医療費
一人当たりの医療費は、特定健康診査受診者よりも未受診者のほうが高くなっています。



データ範囲:平成28年4月～平成29年3月診療分 (入院・入院外)

④ ジェネリック医薬品の普及状況

ジェネリック医薬品の普及状況は年々伸びており、ジェネリック医薬品への理解が浸透しているところですが、使用割合※は埼玉県の前より低い状況にあります。



出典：埼玉県国保連合会「後発医薬品数量シェア等の推移」

$$\text{※ 使用割合} = \frac{\text{ジェネリック医薬品の数量}}{\text{ジェネリック医薬品の数量} + \text{ジェネリック医薬品のある先発医薬品の数量}} \times 100$$

第3章 第1期データヘルス計画の評価

No.	事業名	実施状況	課題
1	特定健康診査	対象者 35,741 人 受診者 11,412 人 受診率 31.9% (平成 28 年度法定報告)	埼玉県内でも受診率が低く、特に 40 歳から 59 歳の受診率が低い年代に受診勧奨を強化するなどの工夫する必要があります
2	特定健康診査	対象者 1,625 人(市内小学 5 年生) (平成 29 年度実績)	事業効果の把握が困難な面はありますが、両親や祖父母、また子ども自身も健診の大切さについて理解を深めることができます
	健康講座	参加人数 44 人 (平成 28 年度実績)	参加者が少ない傾向にあり、また参加者の多くは特定健康診査を毎年受診していることから、受診率向上対策事業としての効果は低く、事業継続に検討を要します
	特定健診プレゼントキャンペーン	1 等:商品券 5 万円 2 等:商品券 1 万円 3 等:血圧計 4 等:歩数計 (平成 28 年度実績)	受診意欲を促進する狙いがあり、より広く周知する必要があります
	未受診者勧奨通知	○隔年受診者 対象者 1,802 人 ○3 年連続未受診者 対象者 15,490 人 (平成 29 年度実績)	受診率が低い年代にアプローチし、継続して受診することの大切さを促すような勧奨通知にするなど、工夫が必要になります
3	ジェネリック医薬品利用率の向上	利用率 59.0% (平成 28 年度平均)	埼玉県内でも利用率が低く、広報活動により、多くの被保険者にジェネリックの有用性を啓発する必要があります
4	特定保健指導	○特定保健指導対象者 動機付け支援 1,117 人 積極的支援 358 人 ○特定保健指導終了者 動機付け支援 152 人 積極的支援 21 人 (平成 28 年度法定報告)	参加者が少ないため、実施回数の増設や参加勧奨の仕方を工夫するなど、参加しやすいように取り組む必要があります
5	糖尿病予防教室	案内通知者 400 人 参加者 実人員 48 人 延人員 94 人 (平成 29 年度実績)	保健センターでは糖尿病境界域の方を重点的に実施します 対象年齢を限定せず全市民に拡大する予定です
6	高血圧予防教室	案内通知者 359 人 参加者 実人員 11 人 延人員 20 人 (平成 29 年度実績)	保健センターでは高血圧予防域の方を重点的に実施します 対象年齢を限定せず全市民に拡大する予定です
7	生活習慣病重症化予防対策事業	○受診勧奨者 141 人 ○保健指導 対象者 137 人 同意者 8 人 ○継続支援者 1 人 (平成 29 年度実績)	保健指導同意者数が少ない状況にあります 生活習慣病が重症化する前に服薬管理や食事管理に努め、病気をコントロールするよう、啓発活動が必要になります

第4章 保健事業の目標設定

1 課題及び対策の考察

国民の受療の実態を見ると、高齢期に向けて生活習慣病の外来受療率が徐々に増加し、75歳頃を境にして、生活習慣病を中心とした入院受療率が上昇しています。不適切な食生活や運動不足等の不健康な生活習慣がやがて糖尿病、高血圧症、脂質異常症、肥満症等の生活習慣病の発症を招き、外来通院及び投薬が始まり、生活習慣の改善がないままに、その後こうした疾患が重症化し、虚血性心疾患や脳疾患等の発症に至ります。

また、高齢化の急速な進展に伴い、疾病構造も変化しています。疾病全体に占める生活習慣病の割合は増加し、医療費に占める生活習慣病の割合は約3分の1となっている現状です。

生活習慣病は生活の質の低下を招くものですが、若い時からの予防により防ぐことができます。生活習慣病の予防に重点を置いた取り組みを行うことで、生活習慣病の境界域段階で留めることができれば、通院を減らすことができ、更には、重症化や合併症の発症を抑え入院に至ることも避けることが可能となります。

熊谷市では、年々人工透析の患者数が増加しており、その半数以上は糖尿病を併発しています。（【図 11-1】及び【図 11-2】参照）生活の質を維持・向上するために、特定健康診査の受診勧奨を行い、市民一人ひとりが、健康状態を把握できるよう、糖尿病、高血圧症、脂質異常症の発症、あるいは重症化や合併症への進行の予防に重点を置いた取り組みを実施することを目標としていきます。

2 実施内容および目的・目標の設定

No.	事業名	事業の目的及び方法	対象者	実施体制	啓発	短期目標	中長期目標
1	特定健康診査	<p>【目的】 生活習慣病の早期予防のため特定健康診査の受診率向上を目的とします</p> <p>【方法】 個別健診(対象者に個別に受診券を送付し、個人で医療機関へ受診)</p>	国民健康保険に加入中の40歳以上75歳未満の者	保険年金課	<ul style="list-style-type: none"> ・受診勧奨通知 ・こどもから健康メッセージ事業 ・プレゼント事業 	第5章1に基づく	<p>【アウトプット(実施状況)】 受診率の向上(受診率60%以上)</p> <p>【アウトカム(成果)】 メタボ該当者及び予備群の減少(25%減少)</p>
2	ジェネリック医薬品の使用割合の向上	<p>【目的】 ジェネリック医薬品を普及させることで、患者の負担軽減や医療保険財政の改善に繋がります</p> <p>【方法】 国民健康保険加入時や保険証更新時にジェネリック希望シールを配布</p>	国民健康保険加入者	保険年金課	ジェネリック差額通知の発送	各年度の使用割合を2ポイント上げる	<p>【アウトプット】 差額通知の発送</p> <p>【アウトカム】 平均利用率80%以上</p>
3	特定保健指導	<p>【目的】 メタボリックシンドローム予備群及び該当者の疾病を予防することで、国民健康保険加入者の健康寿命を延ばし、医療費の削減を図ることを目的とします</p> <p>【方法】 熊谷保健センター直営により、6月から翌年3月の間に集団指導12回と、個別指導を随時実施</p>	基準該当者	熊谷保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ・案内通知の送付後、申し込みの無い方に、データを記載した目隠しハガキやパンフレットを送付し、参加を勧奨 	第5章1に基づく	<p>【アウトプット】 実施率の向上(実施率60%以上)</p> <p>【アウトカム】 特定保健指導対象者の減少率25%以上</p>
4	糖尿病予防教室	<p>【目的】 糖尿病の予防について正しい知識の普及を図り、生活習慣の改善を促すことにより、健康の保持・増進を図ることを目的とします</p> <p>【方法】 1コースを25名とし、年3コース実施 講話及び運動の実施と個別相談の2回で1コースとします</p>	<p>案内対象者</p> <p>①40歳から74歳までの前年度特定健康診査受診者</p> <p>②HbA1c6.0～6.4%</p> <p>③糖尿病未治療者</p>	熊谷保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ・案内通知発送 ・保健センター事業案内、健康べんり帳、市報、ホームページ掲載による広報 	<p>【アウトプット】 参加率の向上</p> <p>【アウトカム】 参加者の血液データ改善者の割合50%以上</p>	
5	高血圧予防教室	<p>【目的】 高血圧の知識を深め、病気や合併症の予防のために、自らの生活習慣を見直し、生活習慣の改善・健康管理ができることを目的とします</p> <p>【方法】 年2回実施 1回25名とし、講話及び運動を実施します</p>	<p>案内対象者</p> <p>①40歳から74歳までの前年度特定健康診査受診者</p> <p>②収縮期血圧130～139mmHgまたは拡張期血圧85～89mmHgの者</p> <p>③高血圧の服薬のない者</p>	熊谷保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ・案内通知発送 ・保健センター事業案内、健康べんり帳、市報、ホームページ掲載による広報 	<p>【アウトプット】 参加率の向上</p> <p>【アウトカム】 参加者の血圧データ改善者の割合50%以上</p>	
6	生活習慣病重症化予防対策事業	<p>【目的】 糖尿病腎症が重症化するリスクの高い者の人工透析への移行を防止し、国民健康保険被保険者の健康維持や医療費の適正化に資することを目的とします</p> <p>【方法】 6月から7月頃受診勧奨対象者へ勧奨通知発送、6月頃保健指導対象者へプログラムの参加案内を発送します</p>	<p>①受診勧奨対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空腹時血糖126mg/dl(随時血糖200mg/dl)以上又はHbA1c(NGSP)6.5%以上 ・eGFRが基準値(60ml/分/1.73m²)未満 <p>②保健指導対象者</p> <p>病期が第2期、第3期及び第4期と思われる者でかかりつけ医の同意があった者</p>	保険年金課	<ul style="list-style-type: none"> ・協力医療機関への制度周知 	各年度のプログラム参加率を5ポイント上げる	<p>【アウトプット】 プログラム参加率35%以上</p> <p>【アウトカム】 生活習慣の改善</p>

第5章 特定健康診査及び特定保健指導の実施

(第3期特定健康診査等実施計画)

1 目標

国の特定健康診査等基本指針に掲げる参酌標準をもとに、特定健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率の目標値を以下のように定めます。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
特定健康診査	35%	40%	45%	50%	55%	60%
特定保健指導	15%	20%	30%	40%	50%	60%
特定保健指導対象者の減少率	平成20年度特定保健指導対象者1,476人と比較して平成35年度までに25%以上減少を目標とする。					

2 特定健康診査及び特定保健指導の対象者

(1) 特定健康診査対象者の定義

特定健康診査の対象者は、国民健康保険法の規定による被保険者のうち、特定健康診査の実施年度に40～74歳となる者で、当該実施年度の一年度を通じて加入している者としてします。また、次のアからオの5つの除外規定に該当する者を除きます。

【特定健康診査の除外者】

- ア 妊産婦
- イ 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている者
- ウ 国内に住所を有しない者
- エ 病院又は診療所に6月以上継続して入院している者
- オ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設に入所又は入居している者

(2) 特定保健指導対象者の定義

特定健康診査の結果、腹囲のほか、血糖、脂質、血圧が所定の値を上回る者のうち、糖尿病、高血圧症、脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者を除いた者を特定保健指導の対象者とします。

また、特定保健指導対象者は以下の図表にあるように、追加リスクの多少と喫煙歴の有無により、「積極的支援」または「動機付け支援」の対象者に分類されます。

【特定保健指導対象者の選定】

特定健康診査の結果、

ア 腹囲が男性 85cm 以上、女性 90cm 以上、又は BMI が 25kg/m²以上

イ 上記アに該当し、次の①～③のいずれかに該当する者

- ① 血糖：空腹時血糖 100mg/dl 以上、
又は HbA1c (NGSP 値) 5.6%以上
※両方を測定した場合は、空腹時血糖の値を優先とする。
- ② 脂質：中性脂肪 150mg/dl 以上、
又は HDL コレステロール 40mg/dl 未満
- ③ 血圧：収縮期 130mmHg 以上、又は拡張期 85mmHg 以上

図表 特定保健指導の対象者（階層化）

腹囲	追加リスク	④喫煙歴 ※1	対象※2	
	①血糖 ②脂質 ③血圧		40-64 歳	65-74 歳
≥85cm (男性) ≥90cm (女性)	2 つ以上該当	/	積極的支援	動機付け支援
	1 つ該当	あり なし		
上記以外で BMI ≥25kg/m ²	3 つ該当	/	積極的支援	動機付け支援
	2 つ該当	あり なし		
	1 つ該当	/		

※1 喫煙歴の斜線欄は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味する。

※2 年齢区分は、実施年度中に達する年齢とする。

(3) 特定健康診査及び特定保健指導の対象者数（見込み）

「第3期特定健康診査等実施計画」期間における特定健康診査及び特定保健指導の対象者数と実施者数を以下のように推計します。

【特定健康診査】

（単位：人）

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
対象者	35,600	35,600	36,000	36,000	35,000	34,900
実施者	12,500	14,300	16,200	18,000	19,300	21,000

【特定保健指導】

（単位：人）

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
積極的支援 対象者	370	370	370	370	360	360
積極的支援 実施者	60	70	110	150	180	220
動機付け支援 対象者	1,100	1,100	1,110	1,110	1,080	1,070
動機付け支援 実施者	170	220	340	450	540	650

3 特定健康診査の実施

(1) 実施形態

個別健診（熊谷市医師会に委託）

(2) 実施場所

熊谷市が指定する医療機関

(3) 実施時期

6月1日から翌年3月末日まで

(4) 実施項目

① 基本健診項目（国の実施基準に基づく健診項目）

ア 質問票（服薬歴、喫煙歴等既往歴の調査）

イ 身体計測（身長・体重・腹囲・BMI）

ウ 理学的検査（身体診察）

エ 血圧測定

オ 血中脂質検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール）

カ 肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP）

キ 血糖検査（空腹時血糖又はHbA1c）

ク 尿検査（尿糖、尿蛋白）

② 詳細な健診項目

眼底検査

③ 追加健診項目

ア 貧血検査 (赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値)

イ 心電図検査

ウ 腎機能検査 (血清クレアチニン)

エ 尿酸検査

上記①及び③は健診受診者全員に実施する項目となります。②については一定の基準※を満たし、かつ、医師が必要と認めた場合に実施する項目となります。

※一定の基準

当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧又は血糖が、次の基準に該当した者。当該年度の血糖検査が確認できない場合については、前年度の特定健康診査の結果等において、血糖検査の基準に該当する者を含む。

血圧	収縮期 140mmHg 以上又は拡張期 90mmHg 以上
血糖	空腹時血糖値 126mg/dl 以上又は HbA1c (NGSP 値) 6.5%以上

平成 30 年度は経過措置として、平成 29 年度の健診結果に基づき第 2 期特定健康診査等実施計画の基準に該当した者も含む。

(5) 周知・案内方法

特定健康診査受診対象者には、特定健康診査受診券と受診方法等を記載した受診案内を送付します。

また、周知徹底を図るため、広報やホームページ等に関連情報を掲載します。

(6) 特定健康診査の結果通知・情報提供

特定健康診査の結果は、特定健康診査を実施した医療機関で受診者に対して医師から直接通知を行うものとします。また、健康管理に関する情報提供資料を併せて配付します。

(7) 費用負担

受診率の向上を図る観点等から、無料とします。

(8) その他の健康診査

人間ドックや事業主が実施する健康診査（労働安全衛生法に基づく健康診断）等を受診した方については、本人の了承のもと、本人や事業主等から健康診査結果の写し等の提供を受けた場合は、特定健康診査を受診したものとみなします。

4 特定保健指導の実施

(1) 積極的支援

保健師・管理栄養士等により、1 回目の保健指導を行い、対象者自らが生活習慣改善のための行動目標・行動計画を設定します。その後、策定した行動計画を対象者が自主的かつ継続的に行えるよう、複数回の面談等を行って支援し、3 か月経過後に実績の評価を行います。

(2) 動機付け支援

保健師・管理栄養士等により、原則として、1 回の保健指導を行い、対象者自らが生活習慣改善のための行動目標・行動計画を設定し、3 か月経過後に実績の評価を行います。

(3) 実施形態、場所、時期等

特定保健指導は熊谷市直営で実施し、原則として熊谷市の保健師・管理栄養士等が熊谷保健センター等で指導を行います。実施時期については、特定健康診査の結果に基づき対象者を抽出後、順次実施します。

(4) 案内方法

特定保健指導の対象者となった方には、階層化されたあとに案内通知を行い、最初の案内通知発送後に連絡がない場合は、勧奨通知を発送します。

(5) 費用負担

無料とします。

5 特定健康診査及び特定保健指導の現状及び評価

(1) 特定健康診査の実施状況

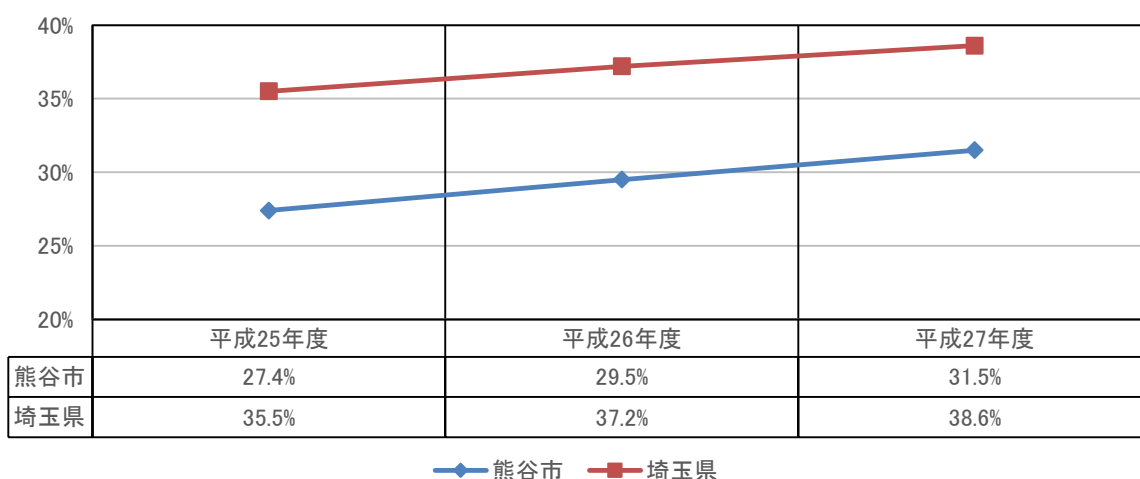
① 特定健康診査受診率の目標達成状況

熊谷市国民健康保険では、身近な医療機関で受診できるように平成 20 年度から個別健診を採用し、特定健康診査を実施しています。

受診率の向上を図る観点から、特定健康診査及び特定保健指導を無料とし、追加健診項目として貧血検査、心電図検査、血清クレアチニン検査、尿酸検査を設け、国が定めた基準よりも充実した内容となっています。さらに、熊谷保健センターが実施しているがん検診も無料で同時受診できるよう、特定健康診査の受診券発送時にがん検診受診券を同封するなど、充実を図ってきました。

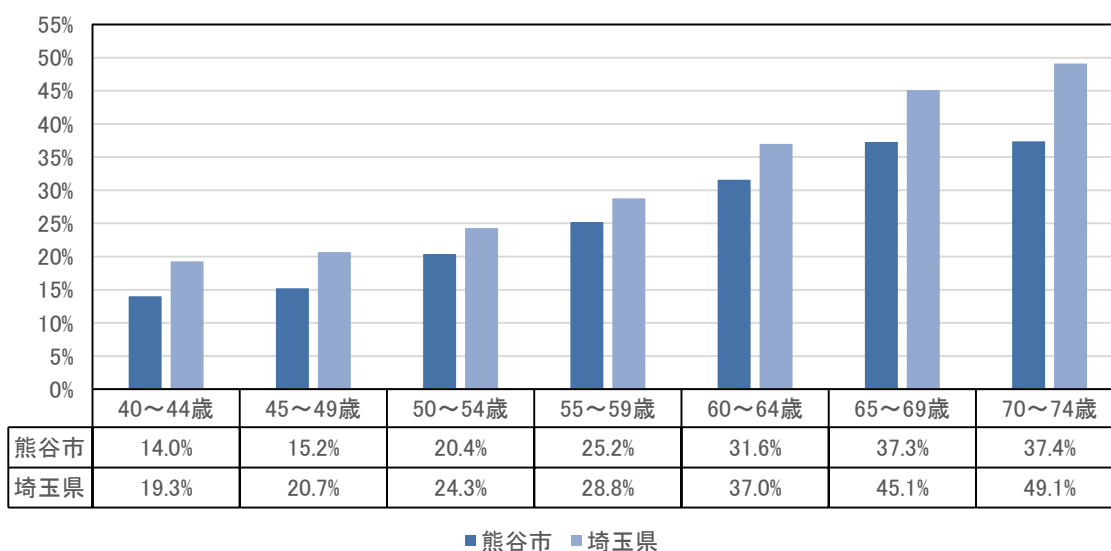
しかしながら、特定健康診査の受診率は上昇しているものの、埼玉県の平均と比較すると低い状況にあります。(図 14-1)

【図14-1】 特定健康診査受診率の推移



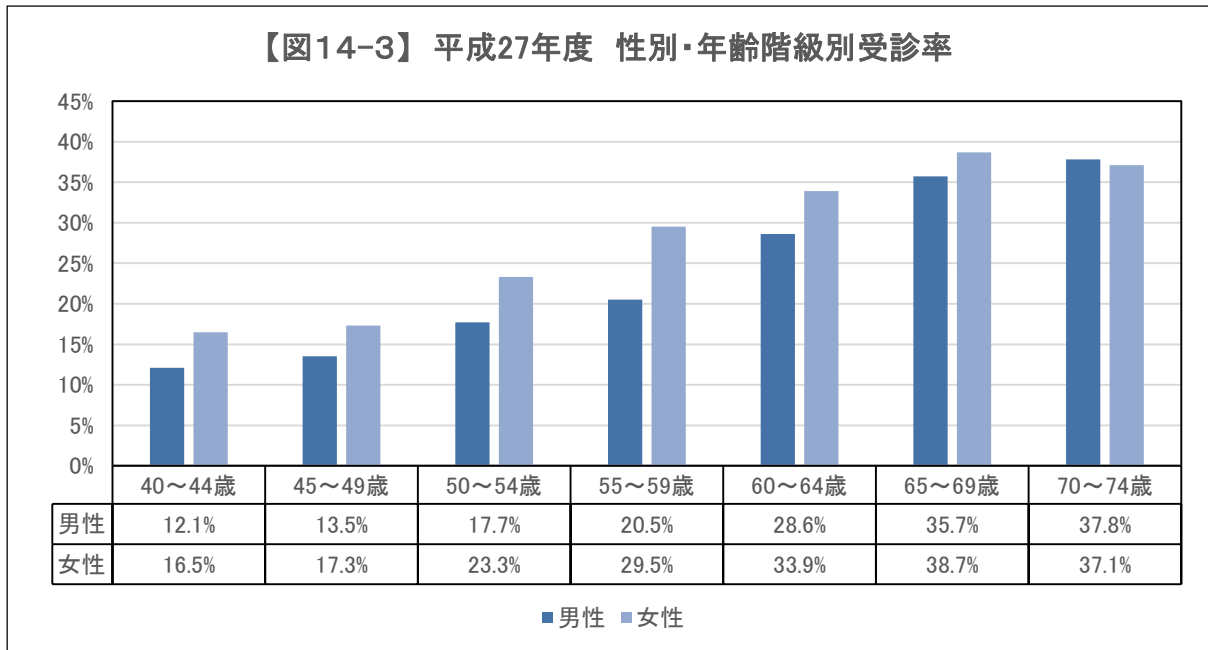
次に平成 27 年度の年齢階級別の受診率に着目すると受診率が最も低いのは 40～44 歳と若年世代となっており、熊谷市では最も高い 70～74 歳と比較すると 20%以上の差が見受けられます。また、年齢階級での上昇率を見ると 55～59 歳から 60～64 歳にかけて最も高くなっており、勤務先での健康診断を受ける意識が退職後、国民健康保険に加入しても残っているという理由が考えられます。(図 14-2)

【図14-2】 平成27年度 年齢階級別受診率



最後に平成 27 年度の性別・年齢階級別の受診率を見ると、健康意識は男性よりも女性の方が高い傾向にあります。

【図14-3】平成27年度 性別・年齢階級別受診率



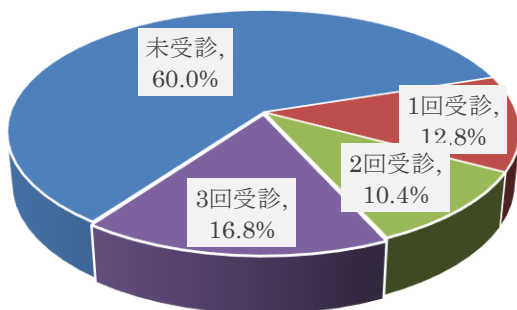
出典：「特定健診・特定保健指導保険者別実施状況」

「平成 27 年度 性別・年齢階級別特定健康診査受診率」／埼玉県国民健康保険団体連合会

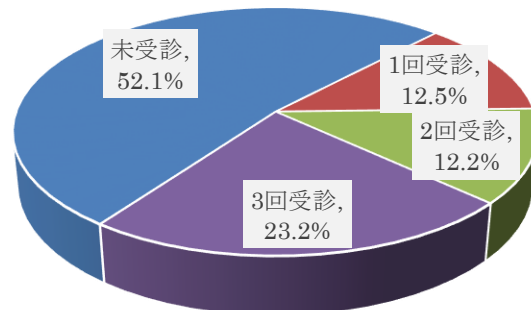
② 特定健康診査の継続受診者と未受診者の状況

熊谷市国民健康保険では、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間特定健康診査の対象者でかつ 3 年連続で特定健康診査を受診した人の割合は 16.8% で、埼玉県の平均より 6.4 ポイント低い状況にあります。また、3 年連続未受診者は 60.0% で 7.9 ポイント高い状況にあります。

【熊谷市】



【埼玉県】



③ 特定健康診査の結果状況

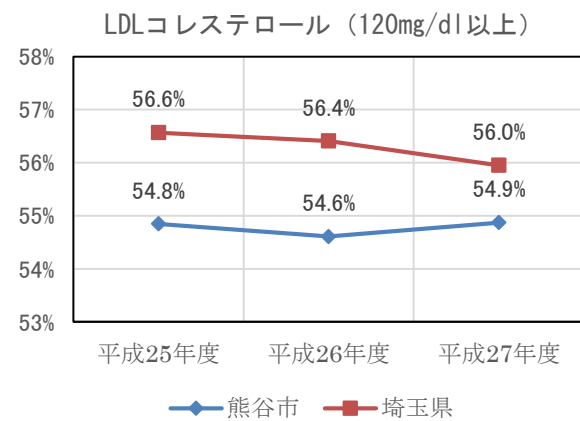
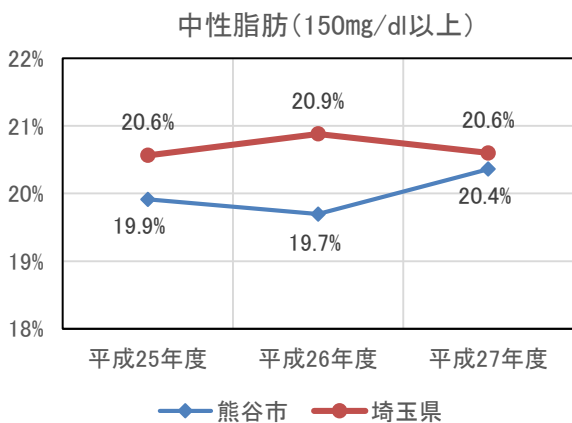
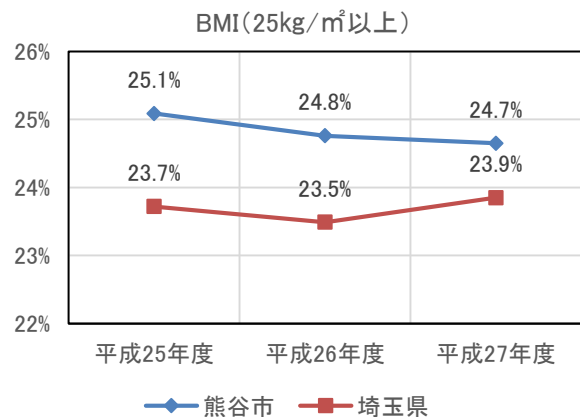
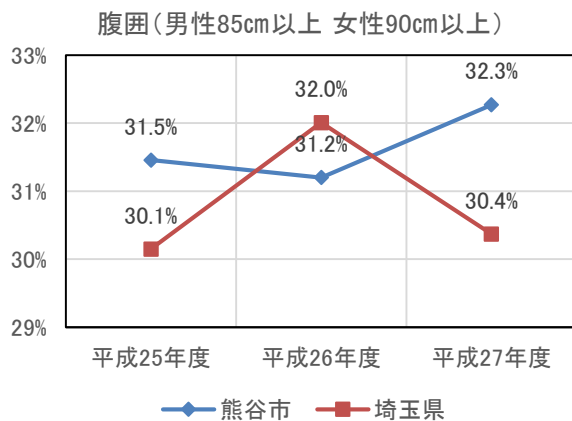
以下の各図については、平成 25 年度から平成 27 年度に特定健康診査を受診した方で保健指導判定値以上の該当者の割合を示しています。

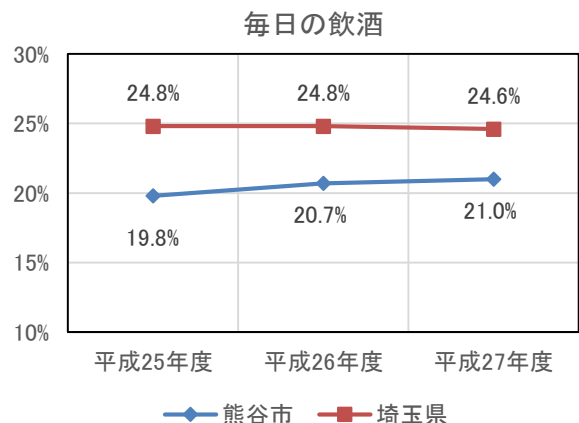
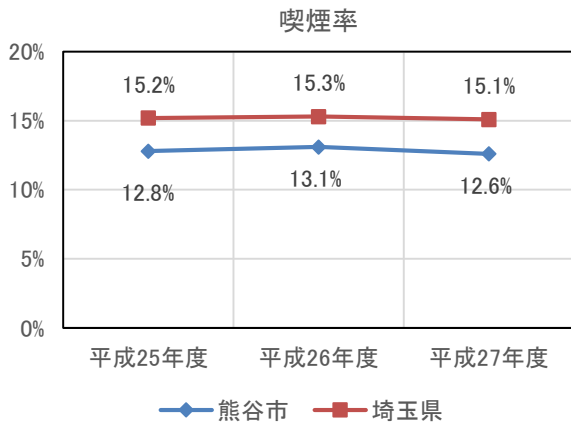
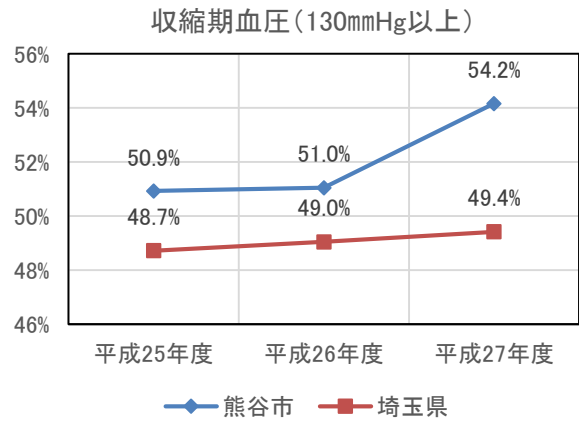
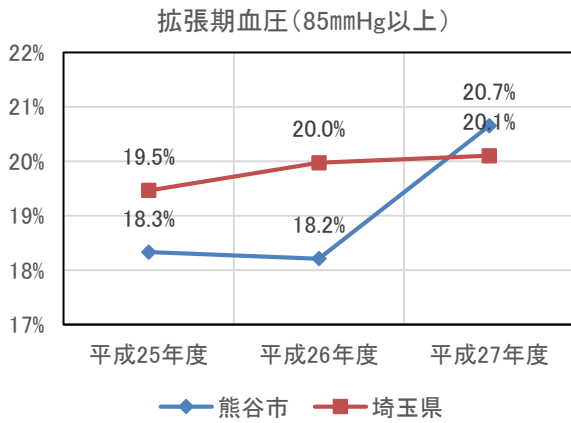
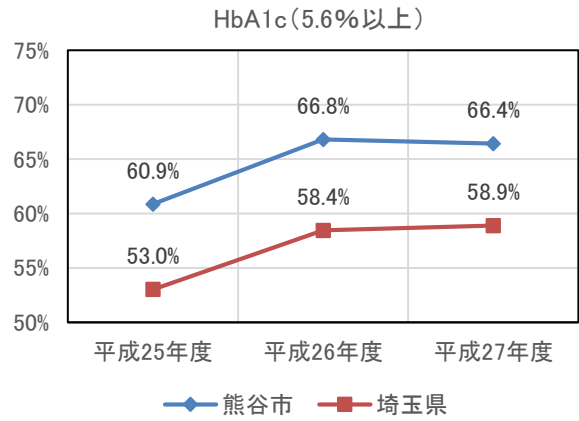
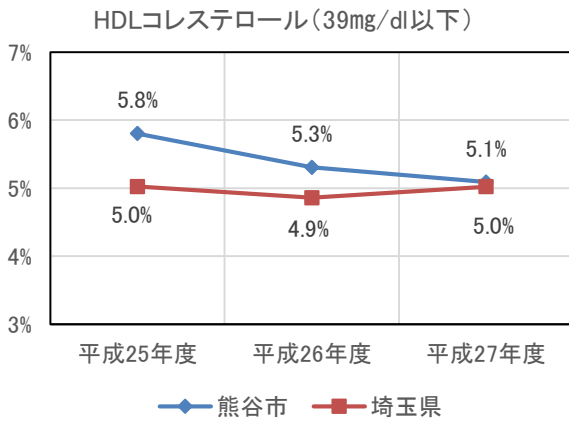
腹囲については、平成 26 年度に一時的に、埼玉県の平均を下回りましたが、その他の年度については、腹囲・BMI とともに県平均を上回っており、肥満傾向にあるといえます。

脂質検査（中性脂肪・HDL コレステロール・LDL コレステロール）では、HDL コレステロールの値がやや県平均を上回っていますが、中性脂肪や LDL コレステロールについては、県平均を下回っている状況にあります。

また、血糖検査である HbA1c をみると県平均を大きく上回っており、受診者の 6 割以上が基準を超えています。HbA1c の数値が悪いと糖尿病である可能性が考えられるため注意が必要です。

最後に血圧検査では、県平均を大きく上回っており、食塩過多や喫煙、アルコール摂取等の要因が考えられます。





※ 各図()内の表記は、保健指導判定値

出典：「第二期特定健康診査結果の状況」／埼玉県国民健康保険団体連合会
「質問票項目別集計表」／特定健診等データ管理システム

(2) 特定保健指導の実施状況

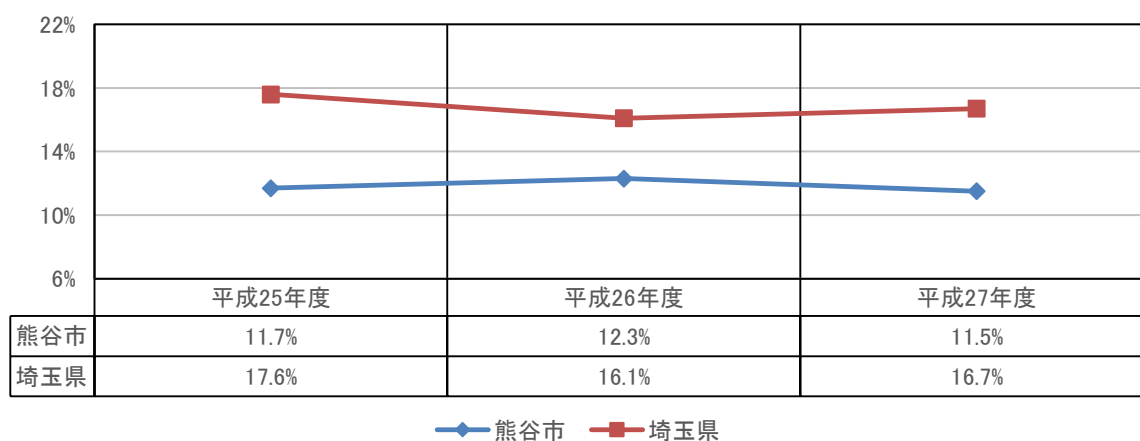
① 特定保健指導の目標達成状況

特定保健指導は平成20年度から直営方式を採用し、熊谷保健センターで実施しています。また、積極的支援は「ぐんぐんコース」、動機付け支援は「ゆっくりコース」と設定し集団指導と個別指導の併用により行っています。各コースの対象者には、個別に案内通知を送付しています。

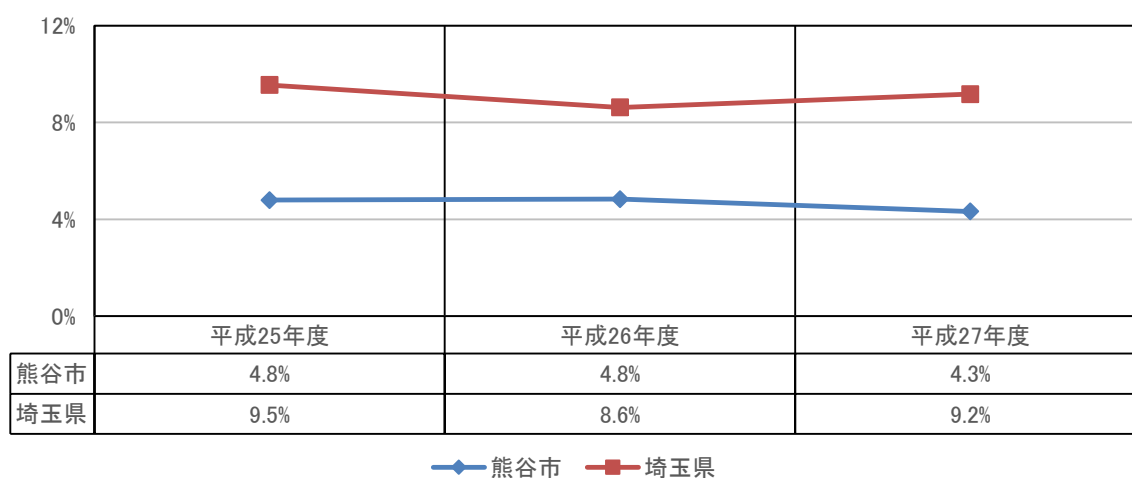
案内通知を送付後に申し込みのない方へはハガキによる利用勧奨を実施しましたが実施率は低い状況にあります。

平成25年度から平成27年度までの実施率は埼玉県の平均を下回り、「第2期特定健康診査等実施計画」で設定した目標実施率には達していません。

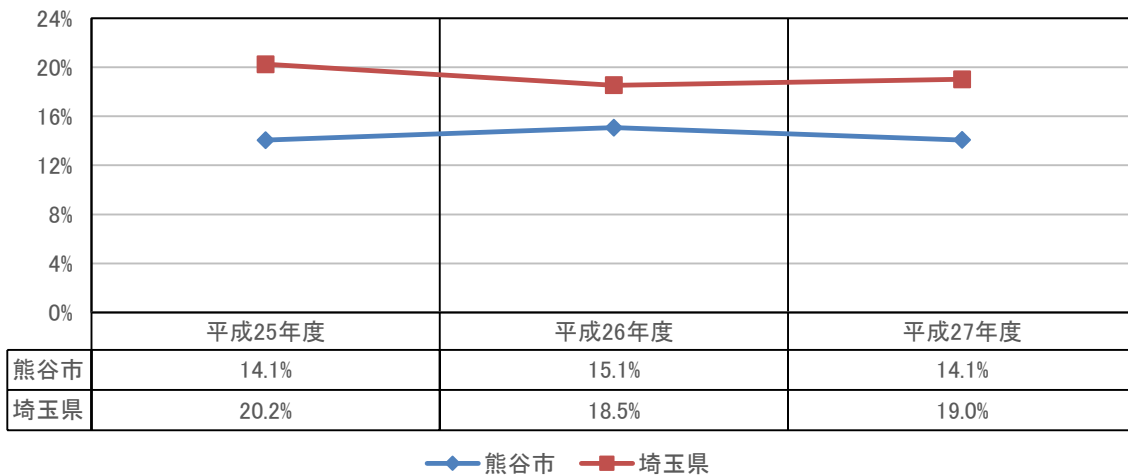
【図15-1】 特定保健指導実施率



【図15-2】 特定保健指導実施率(積極的支援)



【図15-3】特定保健指導実施率（動機付け支援）



② 特定保健指導の効果

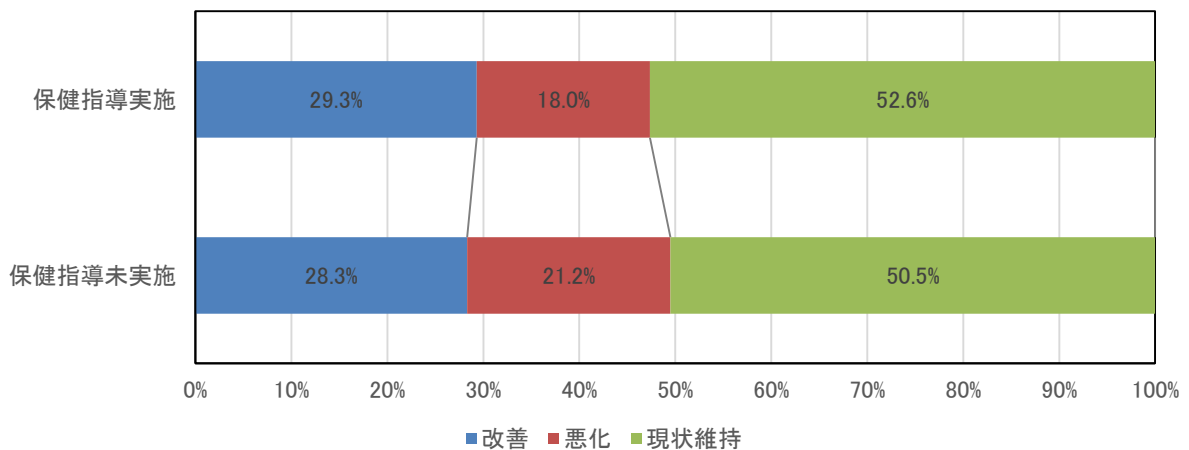
平成26年度に特定保健指導対象者となった方で、特定保健指導実施者と未実施者が平成27年度特定健康診査を実施した結果、リスク数[※]の増減について比較したところ、改善した方（リスク数が減少）は未実施者に比べ1ポイント多く、悪化した方（リスク数が増加）は、3.2ポイント少ない結果となっております。また、リスク数が平成26年度と比較し変わらなかった方は特定保健指導未実施者に比べ2.1ポイント多い結果となっております。

この結果からすると特定保健指導実施者は翌年度改善傾向にあることが言えます。

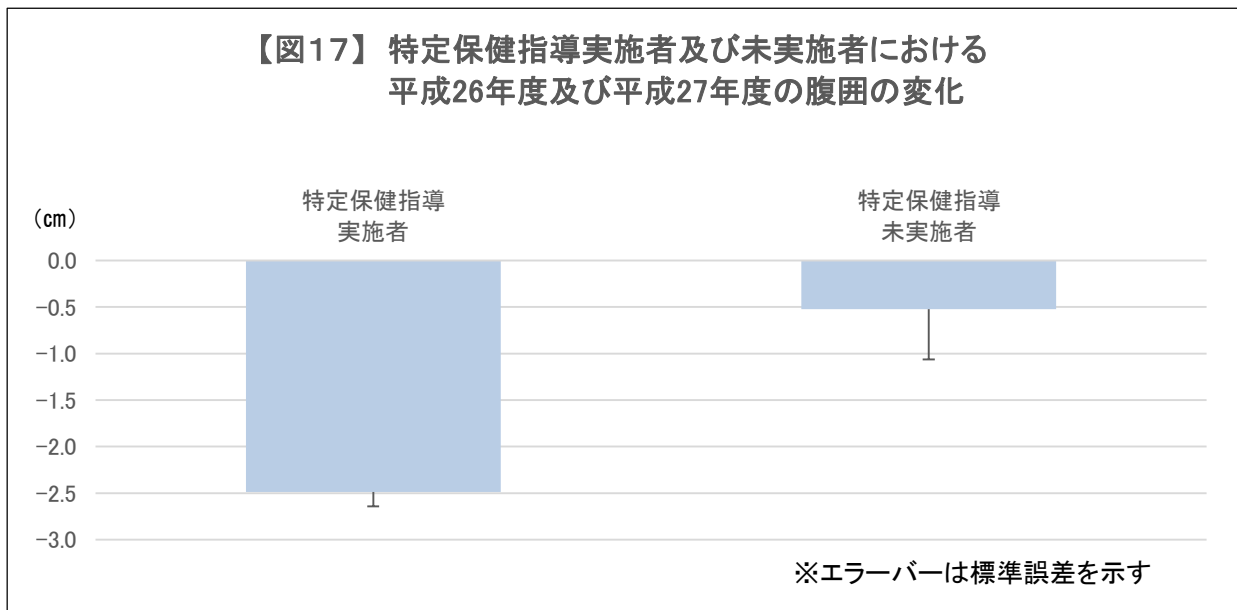
※リスク数

本章2(2)【特定保健指導対象者の選定】①血糖②脂質③血圧をそれぞれ1つのリスクとする。
なお、平成27年度の健診結果において服薬者は除く。

【図16】 特定保健指導実施者及び未実施者における平成26年度及び平成27年度のリスク状況の比較について



同様の対象者に対しての腹囲の変化を見ると、特定保健指導実施者は平均で約 2.5 cm減少している状況にあり、未実施者と比べると腹囲の減少は明確となっています。



第6章 計画の公表・周知

本計画は、広報、ホームページ等で公表するとともに、機会に応じて周知・啓発を図り、特定健康診査及び特定保健指導の実績（個人情報に関する部分を除く）、目標の達成状況等の公表に努め、本計画の円滑な実施を目指すものとします。

第7章 個人情報の保護

データヘルス計画にかかわる個人情報については、「個人情報保護に関する法律」「個人情報保護条例」「情報セキュリティポリシー」に基づき管理します。

また、特定健康診査及び特定保健指導にかかわる業務を外部に委託する際も同様に取り扱われるよう委託契約書に定めるものとします。

第8章 事業運営上の留意事項

1 各種検(健)診等の連携

特定健康診査の実施に当たっては、健康増進法及び介護保険法に基づき実施する検(健)診等についても可能な限り連携して実施するものとします。

2 健康づくり事業との連携

特定健康診査及び特定保健指導は、被保険者のうち40歳以上74歳以下の被保険者が対象となります。しかし、生活習慣病予防のためには、40歳より若い世代へ働きかけ、生活習慣病のリスクの周知や日々の生活スタイルを見直していくことが重要になります。そのためには、関係部署が実施する保健事業とも連携しながら、生活習慣病予防を推進していく必要があります。

熊谷市国民健康保険保健事業実施計画
(第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画)

発行年月日	平成30年3月
発行	熊谷市国民健康保険
編集	熊谷市市民部保険年金課
住所	〒360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1
電話	048-524-1111(代表)